

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和3年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 2 年 平	和 2 年 均	2 年 11 月 分	2 年 12 月 分
生活関連サービス業, 娯楽業		105		6.4	23	260	540	545	535		
	生活関連サービス業	106	個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供するもの及び個人を対象としてサービスを提供するもののうち他に分類されないもの。例えば、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業並びに旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業など	6.7	17	240	519	515	491		
	娯 楽 業	107	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与えるもの並びにこれに附帯するサービスを提供するもの	5.8	32	294	574	596	611		
教育, 学習支援業		108		9.7	27	201	643	733	727		
医 療 , 福 祉		109	保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供するもの（医療法人を除く）	4.7	34	189	440	488	470		
サービス業(他に分類されないもの)		110		10.7	55	259	827	928	962		
	職業紹介・労働者派遣業	111	労働者に職業をあっせんするもの及び労働者派遣業を営むもの	14.0	77	273	1,006	1,137	1,197		
	その他の事業サービス業	112	サービス業（他に分類されないもの）のうち、111に該当するもの以外のもの	8.6	40	249	709	791	807		
そ の 他 の 産 業		113	1 から112に該当するもの以外のもの	6.5	33	288	402	438	445		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和3年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和2年分のものとは異なる業種目などについては、令和2年11月分及び12月分の金額は、令和2年分の評価に適用する令和2年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和2年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和3年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和3年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				3 年														
				1 月 分														
生活関連サービス業, 娯楽業			105	520 591	580 587	601 584	586 580											
生活関連サービス業			106	481 574	549 569	573 564	569 560											
娯 楽 業			107	586 620	634 618	649 617	616 616											
教育, 学習支援業			108	750 626	786 634	774 642	794 650											
医 療 , 福 祉			109	484 448	522 451	522 455	554 459											
サービス業(他に分類されないもの)			110	964 846	995 853	970 858	982 863											
職業紹介・労働者派遣業			111	1,230 1,050	1,298 1,060	1,269 1,068	1,286 1,074											
その他の事業サービス業			112	788 711	794 716	772 719	781 723											
そ の 他 の 産 業			113	451 400	460 403	462 406	467 409											